

～働く人と職場の未来のためにTOKYO2026～



写真提供：一般社団法人江東区観光協会

亀戸労働基準監督署の管轄区域は江東区全域となっており、管内における事業所数は約1万9千社、従業者数は約39万5千人に上っています。

管内の産業構成を見ると、木材、ガラス製品関連といった製造業から、東京都中央卸売市場といった卸・小売業、飲食サービス業、医療・福祉などの第三次産業まで、城東エリア・深川エリア・臨海部エリアのそれぞれで地域の特性を生かした多様な産業が集まっています。

また、道路貨物運送業においては、湾岸部と幹線道路を有する交通の要所ということもあり、港湾・倉庫・物流施設が集積する地域となっており、首都高速や臨海部アクセスを活かした物流の中継・配送拠点として重要な役割を担っています。



2026（令和8）年度 重点対策の具体的内容

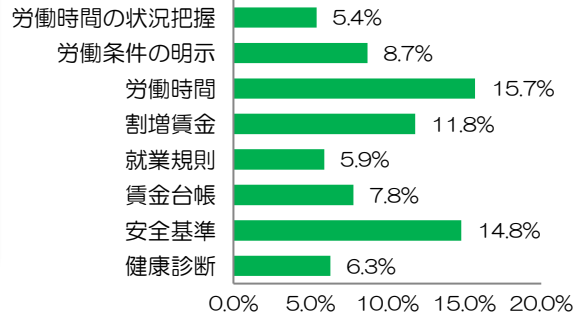
1 長時間労働の抑制、労働条件の確保・改善

（1）長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

脳・心臓疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 長時間労働（月80時間を超える時間外・休日労働）が疑われる事業場に対する監督指導を実施します。
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

臨検監督の違反内容と違反率(R7)

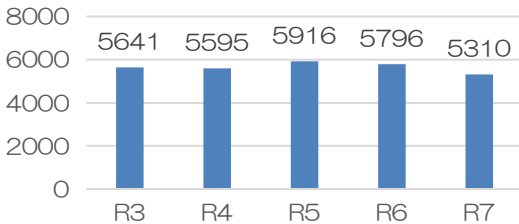


（2）労働条件等の改善に取り組む中小企業・小規模事業場への支援等

皆さまに労働基準法等法令の内容を理解していただくため、署内に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」による個別訪問を実施するとともに、「東京働き方改革推進支援センター」の活用等により、テレワーク等の新しい働き方の導入支援や法違反の解消に向けた丁寧な助言・指導を行います。

（3）懇切・丁寧な相談対応と相談等を契機とした監督指導の実施

来署・電話等相談件数(年度)



- ① 来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対して、丁寧でわかりやすい対応を心がけます。
- ② 相談や寄せられた情報の内容から労働基準法関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導を実施します。

（4）迅速・適正な申告処理

- ① 賃金不払、解雇等について、労働基準法違反が疑われる事案について、労働者からの申告に基づき、事業主から事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合、速やかに是正するよう行政指導を実施します。
- ② 事実上の倒産をした事業場の労働者に対する、未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用を行います。

申告件数(年)



（5）最低賃金の周知・広報と履行確保



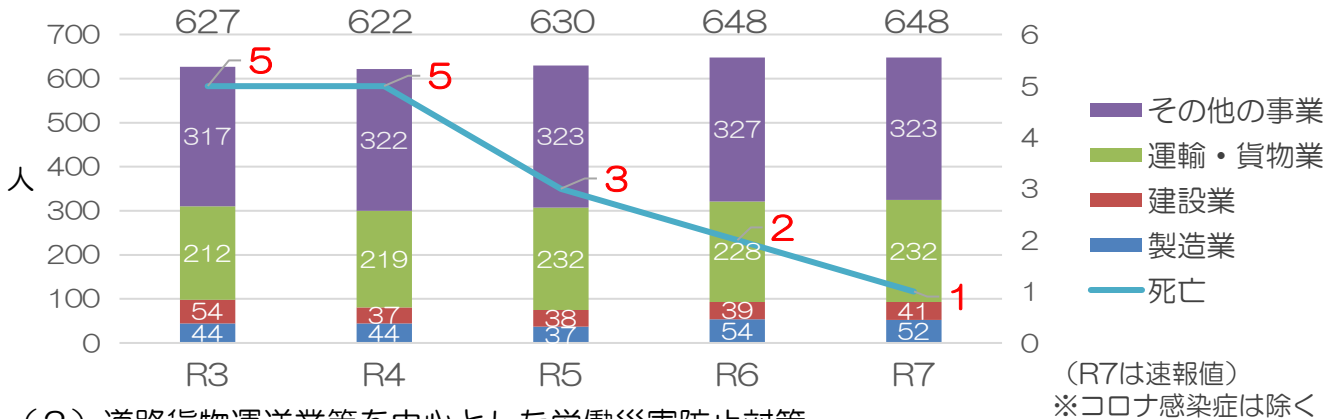
- ① 東京都（地域別）最低賃金は、時間額1,226円（令和7年10月3日発効）
- ② 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援を行います。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり



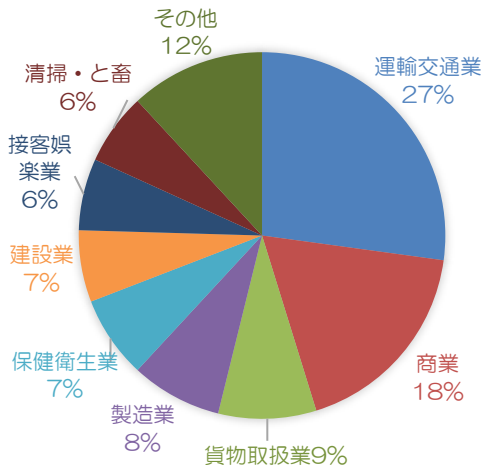
(1) 亀戸労働基準監督署管内における死傷災害の推移(休業4日以上)

令和7年の死傷災害は前年と同数となっています。
死亡災害については減少傾向にあり、令和3年は5件だったものが、令和7年は1件となっています。



(2) 道路貨物運送業等を中心とした労働災害防止対策

令和7年休業4日以上災害
(計648件) ※速報値



第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)では、**トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」**をスローガンに東京労働局の目標「死亡災害の5%以上減少、死傷災害の5%以上減少」の達成に向け、道路貨物運送業や建設業、第三次産業を中心に次の取組を重点に進めます。

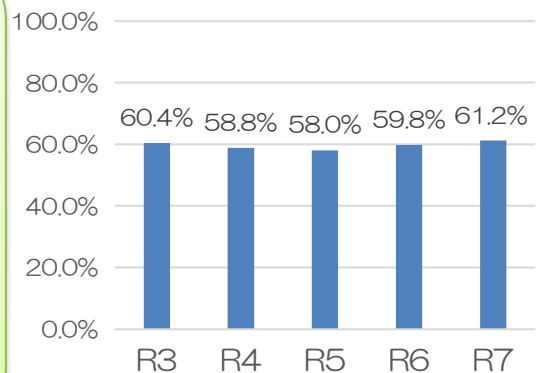
- 荷役作業における安全対策の定着を図るため、荷主を含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行います。
- 建設業における墜落・転落災害防止の徹底のため、「手すり先行工法に関するガイドライン」等の周知を行います。
- 事故の型別で災害が最も多い転倒災害の防止について、個別指導、集団指導、団体との連絡会議等で「転倒災害防止対策」や「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知を行い、事業場における転倒災害防止対策を推進し定着を図ります。

(3) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため、次の取組を重点に進めます。

- ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等を推進するための指導・援助を行うなど、産業保健活動の適切な実施を指導します。また、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェック制度が義務化されることについての周知も行います。
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組を周知し、熱中症予防対策を推進します。また腰痛等の職業性疾病対策の徹底を図ります。
- 化学物質の製造・取扱事業場に対し、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の履行確保のための指導を行います。
- 治療と就業の両立支援の取組を促進するため、「治療と就業の両立支援指針」の周知・啓発を行います。

定期健康診断有所見率の推移(年)

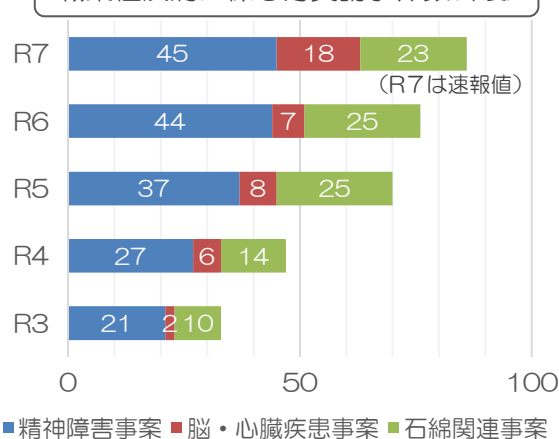


3 労働災害の被災者やその家族の救済

労働災害による被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ① 労災補償業務の迅速・適正な事務処理を行います。
- ② 過労死等事案などの労災決定を的確に行います。
- ③ 労働保険の未手続事業の一掃対策を推進します。
- ④ 労働保険料等の適正な徴収を行います。
- ⑤ 電子申請の利用促進を図ります。

職業性疾病に係る労災請求件数(年度)



4 亀戸労働基準監督署の組織と主な業務

第1～4方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・労働時間相談・支援
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外休日労働協定届等各種届出・報告の受理
- ・司法警察事務

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・労働安全衛生に関する相談
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受付

労災課

- ・労働保険の加入、労働保険料の徴収
- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働福祉にかかる各種申請の受理

総合労働相談コーナー

- ・職場のトラブルに関する相談や、解決のための情報提供
- ・労使間の争いや問題における助言指導及びあっせん手続

労働基準監督署への申請・届出は電子申請でお願いします。

亀戸労働基準監督署

〒136-8513 江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ8階
 TEL 方面 03(3637)8130
 安全衛生 03(3637)8131
 労 災 03(3637)8132
 総合労働相談コーナー
 03(6849)4503

